

住基ネット関連訴訟に関する判決

平成17年	5月30日(月)	金沢地裁判決(一部敗訴)①
	5月31日(火)	名古屋地裁10部判決(全面勝訴)②
	10月14日(金)	福岡地裁判決(全面勝訴)
平成18年	2月9日(木)	大阪地裁判決(全面勝訴)③
	3月20日(月)	千葉地裁判決(全面勝訴)④
	3月24日(金)	※杉並事件東京地裁判決(全面勝訴)⑤
	4月7日(金)	東京地裁25部判決(全面勝訴)
	4月11日(火)	和歌山地裁判決(全面勝訴)⑥
	7月26日(水)	東京地裁50部判決(全面勝訴)
	9月29日(金)	名古屋地裁6部判決(全面勝訴)
	10月26日(木)	横浜地裁判決(全面勝訴)
	11月9日(木)	宇都宮地裁判決(全面勝訴)
	11月30日(木)	※※大阪高裁判決〈被告豊中市ほか〉(一部敗訴)⑦
	12月11日(月)	名古屋高裁金沢支部判決(全面勝訴)①の控訴審
平成19年	2月1日(木)	名古屋高裁判決(全面勝訴)②の控訴審
	2月16日(金)	さいたま地裁判決(全面勝訴)
	5月15日(火)	福島地裁判決(全面勝訴)
	10月17日(水)	東京高裁判決(全面勝訴)④の控訴審
	11月29日(木)	※杉並事件東京高裁判決(全面勝訴)⑤の控訴審
平成20年	2月27日(水)	大阪高裁判決⑥の控訴審
	3月6日(木)13時30分～	最高裁判決⑦の上告審
	3月6日(木)15時00分～	最高裁判決①②④の上告審
	5月8日(木)	大阪高裁判決③の控訴審
	5月29日(木)	札幌地裁判決

これらの事件は、国も被告となっており、住基ネットの運用差止めの可否、損害賠償請求が争点。

ただし、【※】の杉並事件は、住基ネットへの参加を望む住民に限り本人確認情報を通知する、いわゆる「選択制」の可否が争点。

なお、【※※】の事件は、豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市のみが被告であり、損害賠償請求、住民票コードの削除等が争点。

- 地裁判決があったものについては、すべて、控訴されている。
- この他、熊本地裁に同様の訴訟が係属しており、今年度中の結審が見込まれる。

【国が被告となっている訴訟】

○ 国に対する損害賠償請求と、都道府県、市町村、地方自治情報センターに対して住民票コードの削除等を求める訴訟。全国で30件が係属中、5件が結審。

- ・ 東京地裁係属事件 11件  
(内1件は平成18年4月7日判決→勝訴→高裁係属中)  
(内10件は平成18年7月26日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 大阪地裁係属事件 5件  
(平成18年2月9日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 札幌地裁係属事件 1件
- ・ 福島地裁係属事件 2件
- ・ (平成19年5月15日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 宇都宮地裁係属事件 2件
- ・ (平成18年11月9日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 千葉地裁係属事件 1件  
(平成18年3月20日判決→勝訴  
→平成19年10月17日判決(三審勝訴)→上告)

↑H20.3.6 最高裁判決(勝訴確定)

- ・ さいたま地裁係属事件 2件  
(平成19年2月16日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 横浜地裁係属事件 2件  
(平成18年10月26日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 名古屋地裁係属事件 3件  
(内2件は平成17年5月31日判決→勝訴→  
平成19年2月1日判決(三審勝訴)→上告)

↑H20.3.6 最高裁判決(勝訴確定)

- ・ (内1件は平成18年9月29日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 金沢地裁係属事件 2件  
(平成17年5月30日判決(二部敗訴)→県等控訴→  
平成18年12月11日判決(三審勝訴)→上告)

↑H20.3.6 最高裁判決(勝訴確定)

- ・ 和歌山地裁係属事件 1件  
(平成18年4月11日判決→勝訴→平成20年2月27日判決(三審勝訴)  
→上告)
- ・ 福岡地裁係属事件 2件  
(平成17年10月14日判決→勝訴→高裁係属中)
- ・ 熊本地裁係属事件 1件

○ 国に対する損害賠償請求と、都に対する非通知希望者以外の区民の本人確認情報を受領する義務の確認を求める訴訟(杉並区が原告)。

- ・ (平成18年3月24日判決→勝訴→  
平成19年11月29日判決(三審勝訴)→上告中)

【国が被告となっていない訴訟】

1 このうち、国の利害に関係のある訴訟として、法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の規定に基づき法務大臣が訴訟実施をしているもの

○ 損害賠償と住民票コードの削除等を求める訴訟

- ・ 東京地裁係属事件 2件: 全て被告(西東京市)
- ・ 大阪地裁係属事件 2件  
(内1件: 被告(豊中市)→一審勝訴(確定))  
: (内1件: 被告(豊中市ほか4市)→一審勝訴→二審一部敗訴  
→上告(吹田市、守口市)／敗訴確定(箕面市))

○ 住民訴訟

- ・ 名古屋地裁係属事件 1件  
→被告(名古屋)→一審、二審勝訴(確定)  
↑H20.3.6 最高裁判決(勝訴確定)

○ 住民票コードの記載・通知に関する訴訟

- ・ 東京地裁係属事件 3件  
: 全て被告(西東京市)→一審、二審勝訴→上告中
- ・ 横浜地裁係属事件 1件  
: 被告(神奈川県、鎌倉市)→一審、二審勝訴、上告棄却(確定)
- ・ 神戸地裁係属事件 3件  
: 全て被告(兵庫県、神戸市等)勝訴→高裁係属中
- ・ 福岡地裁係属事件 1件  
: 被告(福岡市中央区)勝訴確定
- ・ 大分地裁係属事件 3件: (内2件→被告(大分市))  
→(内1件→被告(別府市))→一審勝訴(確定)  
→上告中

○ 損害賠償を求める訴訟

- ・ 福岡地裁係属事件 1件: 被告(福岡市)→一審勝訴(確定)

2 1 以外の訴訟

○ 市から県への本人確認情報の通知の取消を求める訴訟

- ・ 水戸地裁係属事件 1件  
: 被告(つくば市)→一審、二審勝訴、上告棄却(確定)

○ 個人情報保護条例上の決定(本人確認情報の提供の中止を求める請求を退ける決定)の取消を求める訴訟

- ・ 岡山地裁係属事件 1件: 被告(岡山県)勝訴確定

○ 住民票コードの記載・通知に関する訴訟

- ・ 富山地裁係属事件 1件  
: 被告(富山市)→一審、二審勝訴、上告棄却(確定)

○ 住民訴訟

- ・ 熊本地裁係属事件 1件: 被告(熊本県)勝訴確定
- ・ 東京地裁係属事件 2件: 被告(杉並区)いずれも勝訴確定

住民基本台帳ネットワークシステムに係る最高裁判所判決  
(大阪事件) (平成 20 年 3 月 6 日) の概要

【概要】

(第 1 審)

豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市の住民が、住基ネットへの接続等により精神的損害を被ったなどとして、損害賠償を請求した事件につき、大阪地裁判決（平成 16 年 2 月 27 日）は請求を棄却（行政側全面勝訴）。

(第 2 審)

- ① 豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市に対する損害賠償請求に加え、
- ② 箕面市の住民 1 名、吹田市の住民 1 名、守口市の住民 2 名につき、住民票コードの削除及び、
- ③ 上記 4 名に関する本人確認情報の大阪府への通知の差し止め を請求。

大阪高裁判決（平成 18 年 11 月 30 日）は、②について請求を認容、①及び③については、棄却した（行政側一部敗訴）。

→吹田市、守口市が上告。

【判決主文】

- 原判決中、上告人敗訴部分を破棄する。
- 前項の部分につき、被上告人らの控訴をいずれも棄却する。

【判決概要】

〈憲法 13 条の考え方〉

- 憲法 13 条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される。（最高裁昭和 40 年（あ）第 1187 号同年 4 月 4 日 12 月 24 日大法廷判決と同旨。）

〈本人確認情報の秘匿性及びその管理・利用について〉

- 住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所からなる 4 情報に住民票コードとその変更情報を加えたものにすぎない。これらはいずれも個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない。
- 住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われているものである。

〈情報漏えい・目的外利用の具体的危険性が無いことについて〉

- ① 住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はないこと、
- ② 受領者による本人確認情報の目的外利用または本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること、
- ③ 住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する委員会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取り扱いを担保するための制度的措置を講じていること

などに照らせば、住基ネットにシステム上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。

〈住基法30条の34等と個人情報保護法の規定の関係について〉

- 住基法30条の34等の本人確認情報の保護規定は、個人情報のうち住基ネットにより管理、利用等される本人確認情報につきその保護措置を講ずるために特に設けられた規定であり、本人確認情報については、住基法中の保護規定が行政個人情報保護法の規定に優先して適用されると解されるべきであって、住基法による目的外利用の禁止に実効性がないとの原審（大阪高裁判決）の判断は、前提を誤るものである。

〈データマッチングの具体的危険性が無いことについて〉

- データマッチングされ、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される具体的な危険については、刑罰をもって禁止されていること、個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審（大阪高裁判決）がというような具体的な危険が生じているということ  
はできない。

〈憲法判断〉

- 行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表するものということとはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではない
- 原審の判断には、憲法解釈の誤り及び結論に影響を及ぼすことが明らかな法令解釈の誤りがあることから、原判決は破棄を免れない。

最高裁判所判決のポイント（大阪高裁判決（H18.11.30）との比較）

最高裁判所判決	大阪高等裁判所判決
<p><b>1. 憲法13条の考え方</b></p> <p>○ 憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、<u>何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される。</u>（最高裁昭和40年（あ）第1187号同年44年12月24日大法廷判決と同旨。）</p>	<p><b>1. 憲法13条の考え方</b></p> <p>○ 自己情報コントロール権は、憲法上保障されているプライバシーの権利の重要な一内容となっている。</p> <p>○ 本人確認情報の収集、保有、利用等は、漏えいや目的外利用などによる、住民のプライバシーないし私生活上の平穏が侵害される具体的危険がある場合には、正当な行政目的の実現手段として合理性がないものとして、自己情報コントロール権を侵害することになる。</p>
<p><b>2. 本人確認情報の性質</b></p> <p>○ 住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報のうち、<u>4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）は、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。</u></p> <p>○ <u>住民票コードは、住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等を目的として、都道府県知事が無作為に指定した数列の中から市町村長が一選んで各人に割り当てたものであるから、上記目的に利用される限りにおいては、その秘匿性の程度は本人確認情報と異なるものではない。</u></p>	<p><b>2. 本人確認情報の性質</b></p> <p>○ 本人確認情報の性質を考慮すれば、その収集、保有、利用等については、①それを行う正当な行政目的があり、それらが当該行政目的のために必要であり、かつ、②その実現手段として合理的なものである場合には、原則として自己情報コントロール権を侵害するものではない。</p> <p>しかし、本人確認情報の漏えいや目的外利用などによる、住民のプライバシーないし私生活上の平穏が侵害される具体的危険がある場合には、正当な行政目的の実現手段として合理性がないものとして、自己情報コントロール権を侵害することになる。</p>
<p><b>3. 住基ネットの行政目的の正当性等</b></p> <p>○ 住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものということができる。</p>	<p><b>3. 住基ネットの行政目的の正当性等</b></p> <p>○ 住基ネットの行政目的の正当性及び必要性は、これを是認することができる。</p>

#### 4. 情報漏えい・データマッチング等の危険性

① 住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はないこと、

② 受領者による本人確認情報の目的外利用または本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること、

③ 住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する委員会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取り扱いを担保するための制度的措置を講じていること

などに照らせば、住基ネットにシステム上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。

○行政機関等個人情報保護法は、行政機関における個人情報一般についてその取扱いに関する基本的事項を定めるものであるのに対し、住基法第30条の34は等の規定は、本人確認情報については、住基法中の保護規定が行政機関等保護法の規定に優先して適用されると解すべきであって、住基法による目的外利用の禁止に実効性がないとの原審の判断は、その前提を誤るものである。

○システム上、住基カード内に記録された住民票コード等の本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組みになっているというような事情はうかがわれない。

#### 4. 情報漏えい・データマッチング等の危険性

○ 住基ネットのセキュリティが不備で、本人確認情報に不当にアクセスされたりして、同情報が漏えいする具体的な危険があるとまで認めることはできない。

○① 住民票コードの不必要な収集の禁止規定は、法律や条例によって、利用できる事務の範囲を将来的に無制限に拡大できる以上、実質を伴わない。

② 住基ネットの運用について、データマッチングや名寄せを含む目的外利用を中立的立場から監視する第三者機関は置かれていない。

③ 自衛官募集に関する適齢者情報の提供は、住基ネットの本人確認情報を利用して当該本人に対する個人情報が際限なく集積・結合されて、それが利用されていく具体的な危険性を窺わせる。

④ 行政機関等個人情報保護法第3条第3項の利用目的の変更には、同法第8条第3項のような他の法令の特例を認める規定はないため、利用目的の変更を行っても、本人確認情報の目的外利用を制限する住基法第30条の34条違反にならず、行政機関の裁量により目的変更による利用、提供が可能となるため、同法による目的外利用の制限は実効性がない。

⑤ 住民が住基カードを使ってそれらのサービスを受けた場合には、その記録が行政機関のコンピュータに残り、それらの記録を住民票コードで名寄せすることも可能である。住基カードに関する技術的基準では、条例利用アプリケーションに住民票コードを使用しないことを定めているが、総務省は、告示の改正によっていつでもこれを改めることができる。

<p>○ <u>データマッチングは本人確認情報の目的外利用に当たり、それ自体が懲戒処分の対象となるほか、</u>  <u>データマッチングを行う目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集する行為は刑罰の対象となり、</u>  <u>さらに、秘密に属する個人情報を保有する行政機関の職員等が、正当な理由なくこれをもって禁止されていること、</u>  <u>現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないこと</u>  <u>などにも照らせば、住基ネットの運用によって原審のこのような具体的な危険が生じているということはできない。</u></p>	<p>○ 上記①～⑤のとおり、個人情報保護対策の点で無視できない欠陥があるといわざるを得ず、行政機関において、住民個人の個人情報が住民票コードを付されて集積され、それがデータマッチングや名寄せされ、住民個々人の多くのプライバシー情報が、本人の予期しない時に予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険が相当あり、その危険は、抽象的な域を超えて具体的な域に達している。</p>
<p><b>5. 一部の住民の離脱について</b></p> <p>○ 言及なし</p>	<p><b>5. 一部の住民の離脱について</b></p> <p>○ 個人の人格的自律の尊重の要請は、個人にとってだけでなく、社会全体にとっても重要なものといえるのであり、控訴人らが住基ネットから離脱することにより生ずる障害等を回避する利益が、控訴人らの自己情報コントロール権により保護される人格的利益に優先するものとは考え難い。</p>
<p><b>6. 憲法判断</b></p> <p>○ 行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表するものということはできず、<u>当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではないと解するのが相当である。</u>  <u>また、住基ネットにより被上告人らの本人確認情報が管理、利用等されることによって、自己のプライバシーに関わる情報の取り扱いについて自己決定する権利ないし利益が違法に侵害されたとする被上告人らの主張にも理由がないというべきである。</u></p>	<p><b>6. 憲法判断</b></p> <p>○ 明示的に住基ネットの運用を拒否している控訴人らについて住基ネットを運用すること（改正法を適用すること）は、控訴人らに保障されているプライバシー権（自己情報コントロール権）を侵害するものであり、憲法13条に違反する。</p>

### 現在係属中の訴訟での主な主張

- 愛南町等の流出事案は、今回最高裁判決のあった事件より前に高等裁判所における口頭弁論が終結しており、今回の最高裁判決においては、愛南町等の事案が考慮されておらず、判決の射程が及ばない。
- 愛南町の事件では、住基ネットに関する情報（住民票コードを含む。）が流出した。これは、住基ネットによる情報流出・漏洩の具体的危険性があるといえる。
- 愛南町の事案の際に明らかになったように、全国の現場においてその安全管理が一定水準であることが立証されない限り、安全性は確保されていないと考えるべきである。

### 対策について

- 愛南町等事案は、いずれも各自治体が個別に整備しているシステムのデータ統合等のシステム開発を各自治体から委託された事業者ないし同事業者から契約に反して、住民の個人情報情報が漏洩したというものであって、各自治体が使用する住基ネットを構成するコンピュータ等から、情報が流出したものではない。愛南町等事案は、住基ネット自体のセキュリティの脆弱性を何ら示すものではない。
- 個人情報保護を徹底する観点から、総務省は、平成19年5月25日及び同年6月1日付けで、各都道府県及び各市町村に対し、受託業者の契約違反の場合の厳正な措置の実施や監督の強化、契約条項の見直し等外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策の徹底を図るよう通知を発出してその周知徹底を図っている。
- 既存住基システムの開発、変更、運用、保守等を外部の民間事業者へ委託する際に留意する点等を中心に、「住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（技術的基準）」（昭和61年自治省告示第15号）の必要な追加・修正（平成20年2月6日公布）を行い、外部委託契約において、民間事業者が必要な個人情報漏えい対策を行うよう徹底した。
- 別件同種訴訟に関する大阪高等裁判所平成20年2月27日判決（原審：和歌山地裁）も、愛南町等事案について、「住基ネット自体から情報が漏洩した事件ではなく、いまだ控訴人らの情報が住基ネットを通じて漏洩するという具体的で現実的な危険性を裏付けるものではない。」と判示しているところ。



## 住基ネット不参加団体の状況

① 福島県矢祭町(人口約7千人)

○住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働当初から不参加

○福島県知事からは是正の勧告(平成15年6月4日)

② 東京都国立市(人口約7万人)

○平成14年12月27日から不参加

○東京都知事からは是正の勧告(平成15年5月30日)

③ 東京都杉並区(人口約52万人)

○住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働当初から不参加

○東京都知事からは是正の勧告(平成15年5月30日)

○国及び都を提訴(平成16年8月24日)

〔希望者のみの本人確認情報を送信した場合における東京都の受信義務の確認、選択制が認められず住基ネットに参加できないことにより杉並区に生じた損害に係る国及び東京都に対する損害賠償請求〕

→被告側全面勝訴(平成18年3月24日東京地裁、平成19年11月29日東京高裁)(杉並区は上告)

## 住基ネットに関する箕面市の経緯

### H14. 11. 11 箕面市等の住民が大阪地裁に裁判を提起

箕面市等の住民が箕面市等を相手取り、住基ネットへの接続等により人格権等が侵害され、精神的損害を被ったなどとして損害賠償を請求。

### H16. 2. 27 大阪地裁判決（行政側全面勝訴）

### H16. 3. 12 住民は大阪地裁判決を不服として控訴

住民は、控訴審においては、箕面市等に対する損害賠償請求に加え、箕面市の住民1名、吹田市の住民1名、守口市の住民2名につき、住民票コードの削除等を求めていたところ。

### H18. 11. 30 大阪高裁判決（行政側一部敗訴）

住民票コードの削除について住民の請求を認容（その他については棄却）。

### H18. 12. 7 箕面市長が上告を断念する旨を表明（吹田市及び守口市は上告）

### H18. 12. 28 箕面市において検討会を設置

箕面市長は、大阪高裁判決を実現する方策、選択制を実施する方法などの検討を専門家に依頼。

### H19. 3. 30 箕面市検討会が報告書を提出

当該報告書において、以下について提言。

- ・控訴人である住民の住民票コードを削除するため、要は、当該住民の住民票を職権で削除したうえで、住民票コードを記載しない住民票を職権で記載すること。
- ・控訴人以外の住民についても、希望に応じて住民票コードを削除するという選択制を導入すること。

### H19. 6. 5 箕面市長より大阪府知事あて、「住基ネットにおける住民票コードの削除にかかる現状確認について（報告）」通知

- 箕面市長は、大阪高裁判決を受け、
- ・ 控訴人については、大阪高裁判決に基づき実施
  - ・ 住基ネットに関し、住民の選択制を導入すること等を議会及び報道機関に説明した旨報告。

**H19. 6. 21 上記の報告を受け、大阪府知事より箕面市長に対し、府の見解を示し、及びそれに対する箕面市長の見解等を照会**

**H19. 7. 5 箕面市から、上記大阪府知事からの照会に対する回答**

- ・ 府の見解に対する箕面市の見解及びその法的根拠
- ・ 「選択制」の具体的方法等について

**H19. 9. 6 大阪府知事から箕面市長あて、住民基本台帳に規定する事務の適正な執行についての勧告**

- ・ 箕面市において、その住民が住所を有するにもかかわらず、その住民票を職権で削除したうえで住民票コードを記載しない住民票を職権で作成すること等、及び、希望に応じて住民票コードを削除するという選択制をとることについて、住民基本台帳に違反する旨指摘。

**H20. 2. 14 箕面市において、控訴人の住民票について、紙による管理方式を実施**

- ・ 箕面市において、控訴人の住民票について、既存住基システム内にあるものから紙のものに切り替え、その住民票から住民票コードを削除する措置を実施。  
(住基ネットシステムから、控訴人の本人確認情報は削除されていない。)

**H20. 3. 26 最高裁判決を受け、箕面市長が市議会に報告**

- ・ 箕面市の住基ネットに係る CS サーバにおいて、住民票コードを削除することは断念。
- ・ 控訴人以外の市民について、住基ネット選択制を採用することも断念。